

# 危 険物施設の風水害対策



近年、台風や大雨等の激甚化により、危険物施設に被害が発生しています。災害に備えた、風水害対策実施計画を作成しましょう。

## 実施計画作成 **4つのステップ**

**1**  
リスクの確認

⇒ハザードマップにより  
災害リスクを確認



四日市市



朝日町



川越町

**2**  
対策の検討

⇒消防庁公表の風水害対策ガイドラインを  
参考に応急対策等を検討

### 対策の柱

- 平時からの事前の備え
- 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策
- 天候回復後の点検・復旧



風水害対策ガイドライン

**3**  
計画の作成

⇒風水害対策の実実施計画として定め  
予防規程や社内規定等に追加



風水害対策の実実施計画(例)

**4**  
訓練の実施

⇒風水害を想定した教育訓練を実施し  
実態に即した計画となるよう随時見直し



## 実施計画作成後の **手続き**

令和6年3月31日までに手続きをお願いします。



法令により予防規程の作成義務の対象施設が指定されています。



風水害対策実施計画は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当するため、予防規程の関連文書とする必要があります。